

## ■松田町自治基本条例・条文等の懸案事項

- 第13回審議会において、下記ペンディング事項については、委員の投票にて内容を確定させることとなりました。
- つきましては、各事項について、松田町自治基本条例にふさわしいと思う方に「○印」をお付けください。

※ 8月2日（水）の審議会に、欠席予定である委員におかれては、8月1日（火）までに、「○印」を記入の上、同封の封筒を用いて、返送くださいますようお願いいたします。

◎第7条について	回答	回答
<p><b>(協働の原則)</b> 第7条 町民、議会及び町長等は、相互に連携、協力してまちづくりを進めることを原則とします。</p>		<p><b>(連携協力の原則)</b> 第7条 町民、議会及び町長等は、相互に連携、協力してまちづくりを進めることを原則とします。</p>
◎第8条について	回答	回答
<p><b>(町民の役割と責務)</b> 第8条 町民は、年齢を問わずまちづくりに参加する権利を持つとともに、自らの発言と行動に責任を持ち、それぞれが持つ能力と時間を用いて、積極的にまちづくりに参加するものとします。</p>		<p><b>(町民の権利と責務)</b> 第8条 町民は、年齢を問わずまちづくりに参加する権利を持つとともに、自らの発言と行動に責任を持ち、それぞれが持つ能力と時間を用いて、積極的にまちづくりに参加するものとします。</p>
◎第22条について	回答	回答
<p><b>(住民投票)：個別設置型</b> 第22条 町長は、町政に関わる重要事項について、<u>町民、議員又は町長の発議に基づき、議会の議決を経て</u>、住民投票を実施することができます。 2 町長は、住民投票を実施する際、住民投票の争点を明確にするとともに、住民が、対象となる争点について判断するために必要な情報を提供しなければなりません。 3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>		<p><b>(住民投票)：常設型</b> 第22条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接住民の意思を確認するため、住民、議会又は町長の発議に基づき、別の条例に定めるところにより、住民投票を実施することができます。 2 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>

※条文等については、当日の議論を踏まえ、修正等が行われる可能性があります